

Zenken通信 (vol. 73)

▽ 今回のお届け情報

Title: 宮城県「調査基準価格等を引き上げ」

Outline

添付資料P1~2

○宮城県は、来年度以降の公共工事の減少と雇用経済情勢の低迷で、更なる価格競争の激化が予想される中、建設業の経営悪化による契約不履行を防止する観点から、2月15日以降の発注案件より、低入札価格調査制度における調査基準価格と失格判断基準を引き上げることとした。

○これにより、調査基準価格は、標準的な土木工事で5%程度上昇し、90%近くになる見込み。

[主な見直し内容]

1. 調査基準価格の算定式

- ・純工事費 $\times 0.90 \Rightarrow \underline{\times 0.95}$
- ・現場管理費 $\times 0.70 \Rightarrow \underline{\times 0.75}$
- ・一般管理費 $\times 0.60 \Rightarrow \underline{\times 0.65}$

2. 失格判断基準の算定式

①設計額における現場管理費相当額

$$\times (0.35 + \text{下請純工事費} \div \text{全純工事費} \times 0.45) \Rightarrow \underline{\times 0.70}$$

$$\text{②設計額における一般管理費相当額} \times 0.55 \Rightarrow \underline{\times 0.60}$$

※詳細については、宮城県ホームページ（出納局契約課）をご覧ください。

《宮城県建設業協会提供》

建設工事の入札・契約制度改正の概要について

【平成22年2月15日施行（2月15日以降に入札公告又は通知する案件から適用）】

1 低入札価格調査制度の改正

平成22年度以降は公共工事の減少と雇用経済情勢の低迷により、価格競争の激化が予想される。建設業の利益率がさらに悪化すると、契約の適正な履行がなされないおそれが高まることから、調査基準価格と失格判断基準（現場管理費基準と一般管理費基準）を改正し、調査範囲の拡大と低価格競争の抑止を図る。

(1) 調査基準価格

現行：純工事費×0.9＋現場管理費×0.7＋一般管理費×0.6（標準モデル：84%）

改正：純工事費×0.95＋現場管理費×0.75＋一般管理費×0.65（標準モデル：89%）

※ 標準モデルの率は、標準的な土木工事における調査基準価格の水準

(2) 失格判断基準

現行 基準額2：設計額における現場管理費相当額×(0.35＋下請純工事費÷全純工事費×0.45)

基準額3：設計額における一般管理費相当額×0.55

改正 基準額2：設計額における現場管理費相当額×0.7

基準額3：設計額における一般管理費相当額×0.6

2 総合評価落札方式の改正

(1) 簡易型の適用区分の改正

雇用経済対策のため臨時導入した緊急雇用経済対策型を簡易型（実績重視型）として制度化し、従来の簡易型は簡易型（施工計画型）として簡易型に2区分を設ける。

	型 名	適用設計額	評価割合	施工計画等の評価
現行	簡易型	1千万円～1億円	価格80：価格以外20	有
	緊急雇用経済対策型	1千万円～5千万円	価格80：価格以外20	無（基本点5点を付与）
改正	簡易型（施工計画型）	1千万円～1億円	価格80：価格以外20	有
	簡易型（実績重視型）	250万円*～5千万円	価格80：価格以外15	無

※ 実績重視型は技術的工夫の小さい工事を対象とし、1千万円未満の工事への適用は試行とする。

(2) 価格評価の改正

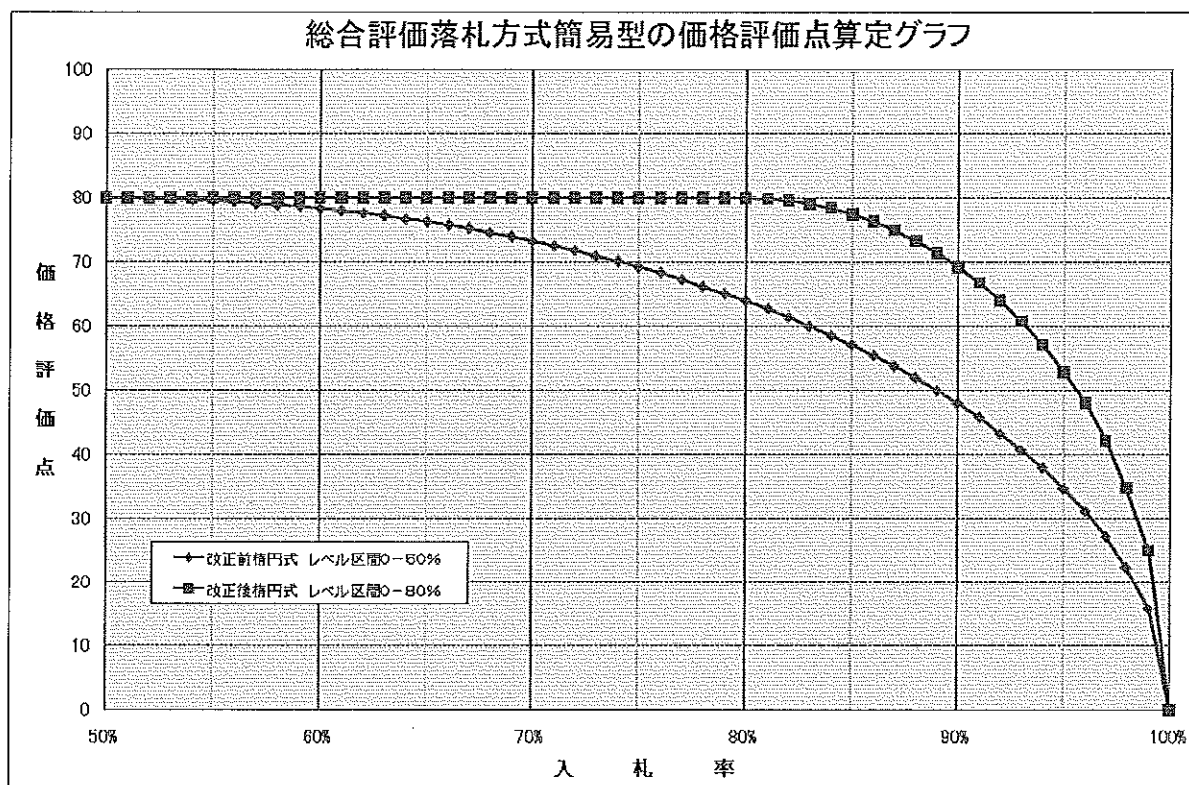
現行の価格評価では入札率50%以下をすべて満点としているが、低入札価格調査制度の改正に伴い、最低落札帯の上昇が見込まれることから、入札率80%までを満点とする算定方法に改める。

現行 入札率100%を0点、50%で満点となる2点を結ぶ楕円式で価格評価点を算定。
入札率50%以下は満点で一定。

改正 入札率100%を0点、80%で満点となる2点を結ぶ楕円式で価格評価点を算定。
入札率80%以下は満点で一定。

$$\text{価格評価点 } y = (b^2 \times (1 - X^2 / a^2))^{1/2}$$

※ X：（入札率－80）（%），a：20，b：各型の満点（簡易型80点，標準型70点，高度型60点）



(2) 価格以外の評価の見直し

○ 主な見直し内容

- ① 簡易型、標準型(施工計画型)のうち品質管理を除外する類型を廃止
- ② 簡易型(施工計画型)、標準型(施工計画型)における施工計画等の評価項目の見直し
次の3項目のうち簡易型は1課題、標準型は2課題を選択して評価する。
「施工の手順」、「施工上の課題に対する技術的所見」、「品質管理の頻度・方法」
- ③ 「優良建設工事施工業者表彰等」の実績を土木工事・建築工事・設備工事に区分
表彰実績を発注工事と同種の工事区分に限定し、評価の公平性を高める。
- ④ 技術力評価の対象年数の見直し
発注件数の減少傾向に合わせ、「企業の同種工事の経験」と「配置技術者の同種工事の経験」の実績対象を5年間から10年間に変更する。
- ⑤ 地域貢献の評価区分の変更
 - ・「道路の除融雪業務実績」、「施設管理業務実績」及び「災害時対応の地域貢献実績」の各項目において、県との業務契約・防災協定に重点を置く評価とする。
 - ・県と覚書きを締結し活動するスマイルサポーターを「施設管理業務実績」として評価する。
- ⑥ 「企業の社会的責任等(CSR)の実績」資料の簡素化に合わせ、実績説明書を公表